

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律について

1 法律制定の経緯

- 平成11年 通常国会 ・ 精神保健福祉法改正法案の可決に際し、重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇の在り方について検討を行うべきとの附帯決議
- 平成13年11月12日 ・ 与党プロジェクトチームが報告書を作成
- 平成14年 3月15日 ・ 法案を閣議決定
- 3月18日 ・ 法案を国会提出
- 12月10日 ・ 衆議院本会議において修正の上可決
- 平成15年 6月 6日 ・ 参議院本会議において修正の上可決
- 7月10日 ・ 衆議院本会議において可決・成立
- 7月16日 ・ 公布（法律第110号）

2 法律の概要

心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めるもの。

[ポイント]

- ① 地方裁判所において、裁判官と医師による合議体が、医療的判断と併せて法的判断を行うことにより、個々の対象者に最も適切と考えられる処遇を決定する仕組みを導入。
- ② 入院による医療を受けることとなった者に対して、一定の施設基準・人員配置基準を満たす指定入院医療機関において、手厚い専門的な医療を実施。なお、入院・通院に係る医療費は全額国費により支弁。
- ③ 退院後についても、対象者の状況に応じて、通院による医療を受けることを義務付けるとともに、保護観察所の社会復帰調整官が観察・指導等を行うことにより、医療の継続・円滑な社会復帰を確保。

- ④ 全国に所在する保護観察所が、コーディネーターとして指定通院医療機関の管理者や都道府県知事等と協議の上で対象者に関する処遇の実施計画を策定。対象者が転居しても保護観察所のネットワークにより都道府県を超えた緊密な連携を確保。
- ⑤ 被害者や遺族に審判手続の傍聴を認め、また、審判の結果を被害者や遺族に通知する仕組みを導入。

3 法律の施行に向けて

(1) 法律の施行日

公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日（一部の事項を除く）

(2) 施行に向けて必要となる主な準備事項

- ① 指定入院医療機関の整備
- ② 指定医療機関における医療の診療報酬・人員配置等の決定
- ③ 精神保健判定医・精神保健参与員の養成・確保 等

(3) 社会保障審議会との関係

① 行動制限（第92条関係）、処遇の基準（第93条関係）

- ・ 指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。
- ・ 厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健判定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。
- ・ 厚生労働大臣は、指定入院医療機関に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。この場合、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

② 処遇改善請求による審査（第96条関係）

- ・ 入院中の者等からの処遇改善請求については、社会保障審議会において、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知することとされている（審査体制について今後検討）。

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の概要

1 目 的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な処遇を決定するための手続の定め



- 継続的、かつ、適切な医療
- その確保のために必要な観察及び指導



病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進する

2 入院又は通院の決定手続

殺人、放火等の重大な罪に当たる行為について

- 不起訴（心神喪失又は心神耗弱を認定）
- 心神喪失を理由とする無罪判決
- 心神耗弱により刑を減輕された有罪判決（実刑を除く）



地方裁判所の審判

処遇の要否は、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体で、その意見の一致したところにより決定する。精神保健参与員（精神障害者福祉等に関する専門家）の意見を聴く。

- ※ 検察官の申立てにより、審判を開始する。
- ※ 対象者には、弁護士である付添人を付する。
- ※ 不起訴処分を受けた者については、対象行為を行ったこと等、本制度の対象者であることの確認を行う。
- ※ 鑑定入院命令を発し、専門家である医師が、対象者の精神状態等について鑑定する。
- ※ 検察官、付添人等は、資料を提出し、意見を陳述する。
- ※ 保護観察所による生活環境の調査を行うことができる。



処 遇 の 決 定

- 医療を受けさせるために入院をさせる決定（入院決定）
→ 指定入院医療機関における処遇へ
- 入院によらない医療を受けさせる決定（通院決定）
→ 地域社会における処遇へ
- ※ 決定に不服の場合は、高等裁判所に抗告できる。

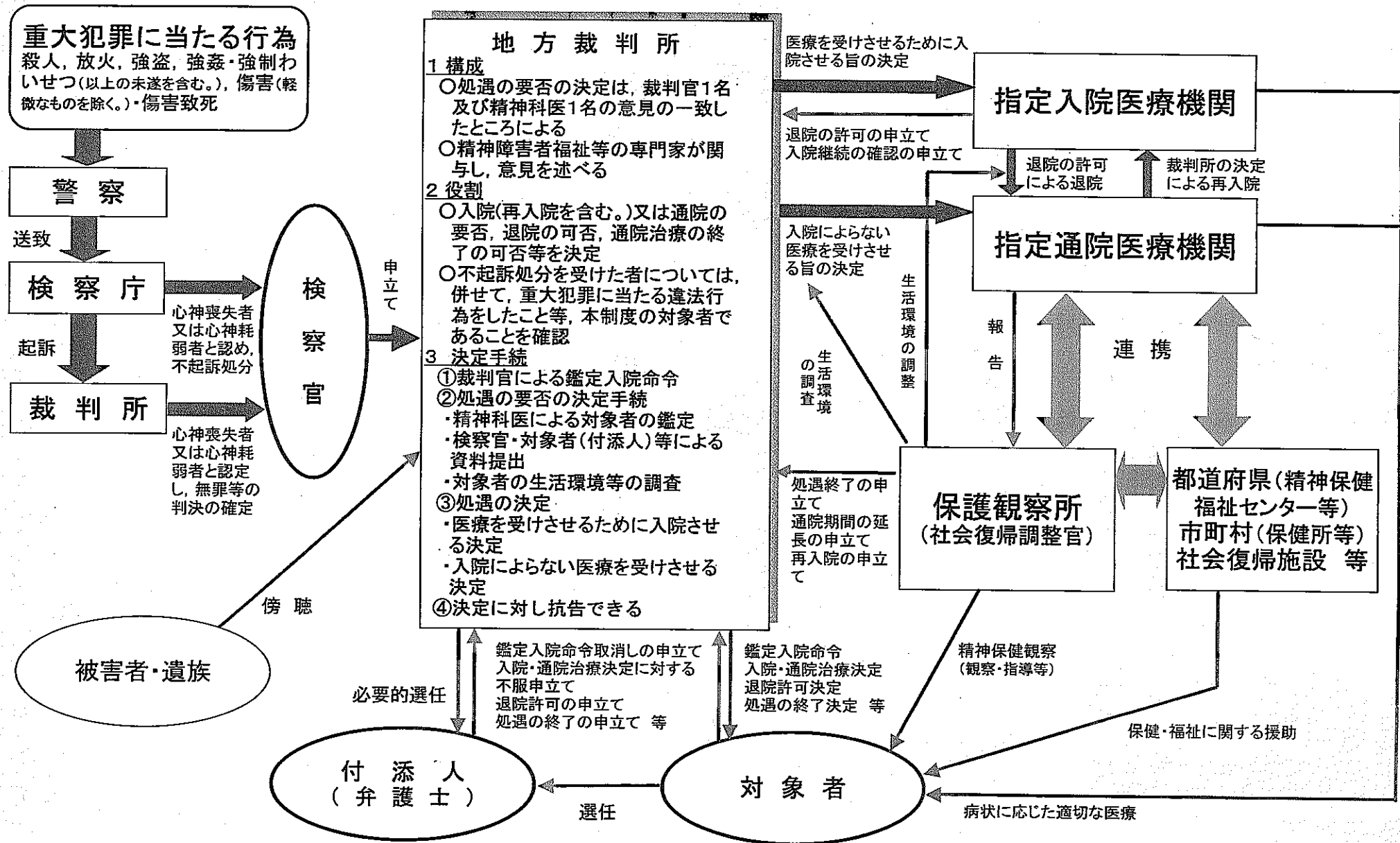
3 指定入院医療機関における医療

- 入院決定を受けた者は、厚生労働省令で定める基準に適合する指定入院医療機関（国公立病院）において、入院による手厚い専門的な医療を受ける。
- 保護観察所は、入院中の対象者について、退院後の生活環境の調整等を行う。
- 裁判所は、対象者、保護者又は指定入院医療機関の管理者の申立てによって、退院を許可することができる。
 - 地域社会における処遇へ
- 指定入院医療機関の管理者は、原則として6か月ごとに、裁判所に対し、退院許可の申立て又は入院継続の確認の申立てをしなければならない。
 - 退院許可の決定 地域社会における処遇へ
 - 入院継続の確認の決定

4 地域社会における処遇

- 通院決定を受けた者及び退院を許可された者は、厚生労働省令で定める基準に適合する指定通院医療機関において通院治療を受けるとともに、保護観察所（社会復帰調整官）による精神保健観察に服する。
- 保護観察所は、指定通院医療機関、都道府県知事等と協議の上、処遇に関する実施計画を定める。
- 保護観察所（社会復帰調整官）は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、関係機関及び民間団体等との連携の確保に努める。
- 精神保健観察の下での通院治療を行う期間は、3年間とする（裁判所は、通じて2年を超えない範囲で、この期間を延長できる。）。
- 裁判所は、対象者、保護者又は保護観察所の長の申立てによって、精神保健観察の下での通院治療を終了することができる。
- 裁判所は、精神保健観察を受けている者につき、保護観察所の長の申立てにより、（再）入院決定をすることができる。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要



障害者部会における検討状況のまとめ（京極部会長メモ）

障害者部会は、支援費制度の施行に向けた議論や精神保健福祉法の規定により社会保障審議会の権限に属された事項を扱うため設置され、平成 13 年 12 月以降、現在まで 4 回の議論を行った。また、この間、2 つの分会に分かれて専門的議論を行い、身体障害・知的障害分会は 7 回、精神障害分会は 11 回にわたり検討を重ねてきた。

これらの検討の成果は、平成 15 年 4 月からの支援費制度の施行、平成 14 年 12 月の報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」として結実したところである。その後の支援費制度の施行状況を見ると、障害者の利用実績が伸びており概ね円滑に施行されているものの、より安定的かつ効率的な制度運営に向けての諸課題も残されている。また、精神保健福祉施策については、医療が入院医療に偏り、福祉サービスの提供が不十分な状況にあり、上記報告書に示した改革の方向性に沿って、具体的な施策が推進されることを強く期待する。

今後は、「障害者基本計画」に示された「国民誰もが、社会の対等な構成員として社会活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会の実現」という基本的な考え方の下、ライフステージ等に応じたサービス提供の在り方、ケアマネジメントの在り方、雇用施策等との連携、財源の在り方等、支援費制度や精神保健福祉施策など障害者施策の体系や制度について、法改正も含めた対応により具体的な施策が推進されるよう、介護保険部会でも議論されている介護保険制度との関係を含め、更に積極的に検討を進めていくべきである。

障害者部会の審議事項について（案）

1. 審議事項

- ライフステージ等に応じたサービス提供の在り方、ケアマネジメントの在り方、雇用施策等との連携、財源の在り方等、支援費制度や精神保健福祉施策など障害者施策の体系や制度の在り方に関する事項
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により本審議会の権限に属された事項
- 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の規定により本審議会の権限に属された事項（処遇改善の請求による審査に係る事項を除く）

2. 当面のスケジュール

- 2月中旬に第5回を開催予定
- 当面、障害者施策の体系や制度について介護保険制度との関係を含めて議論

（参考）これまでの審議事項

- 平成15年度から実施される障害者福祉サービスの新たな制度（支援費制度）の施行に向けた議論
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により本審議会の権限に属された事項